平成二十年十一月十一日受領
答弁第一七二号

内閣衆質一七〇第一七二号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣　麻　生　太　郎

衆議院議長　河　野　洋　平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問に対する答弁書

一について

防衛省においては、御指摘の海上自衛隊における死亡事案（以下「当該事案」という。）が発生した翌日の平成二十年九月十日以降、海上自衛隊呉地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会が調査を進めてきたが、その経過について、「海上自衛隊特別警備隊関係の課程学生の死亡事案について（中間報告）」（以下「中間報告」という。）として取りまとめ、同年十月二十二日に公表したところであり、引き続き当該事案の解明を進めているところである。他方、海上自衛隊警務隊においては、これまで、関係者に対する事情聴取等、必要な捜査を行ってきているところである。

二について

中間報告においては、当該事案の問題点と考えられるものとして、教育訓練に係る計画や管理の適切性及び入校取消が内示されている学生に対して連続組手を行う必要性を挙げ、こうした観点に立って、更なる当該事案の解明を進めるとともに、改善すべき点について検証する必要がある旨述べており、先の答弁

書（平成二十年十月二十四日内閣衆質一七〇第一二八号）九及び十についてでお答えした内容と食い違うという御指摘は当たらない。

三から五までについて

当該事案については、現在、引き続き事故調査委員会における調査が行われているとともに、警務隊による捜査も行われてきているところであり、現時点においては、中間報告に記載した以上のことを申し上げる状況になく、お尋ねについては、お答えすることは困難である。

六について

防衛省としては、引き続き当該事案の解明を進めていく考えであり、調査の結果、判明した事実については、可能な限り公表してまいりたい。また、改めて厳正な規律を徹底するとともに、必要な再発防止策を講じることにより、国民の信頼回復に努めてまいりたい。